

水源の保全等に係る森林の土地取引の規制法案

【森林法の改正】

＜立法の背景・趣旨＞

外国人や外国資本による森林の買収が各地で進められており、国民生活に必要な水源の保全その他の多面的な機能を持つ森林が大きな脅威に晒されかねない事態が生じている。現行の森林法には、新たに森林の土地所有者となった者の市町村への事後届出制度等が設けられている。一方、地方公共団体においては、18 の道府県において、特定の森林等の土地利用について事前届出の義務を課す条例が制定されている。

→ 多面的な機能を持つ森林の保全の重要性に鑑み、法律上、保安林又は保安林予定森林である民有林の土地の取引について、事前の届出を義務付ける等の必要がある。

保安林等の土地の所有権の移転の届出

1 保安林又は保安林予定森林である民有林の土地について所有権の移転をする契約を締結しようとする場合には、当事者は、当該所有権の移転に係る契約を締結する日の農林水産省令で定める日数前までに、市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければならないこと。

※ 所有権の取得を目的とする権利を行使しようとする場合も、同様とする。

2 保安林又は保安林予定森林である民有林の土地の所有権の変動があった場合には、当事者は、農林水産省令で定める日までに、市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければならないこと。

3 1 又は 2 に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その違反行為をした者は、50 万円以下の罰金に処すること。

検討

政府は、この法律の施行後 3 年を目途として、この法律による改正後の森林法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。